

大館市農業委員会総会議事録

令和5年12月8日

大館市農業委員会総会議事録

| | | | | | |
|----------------------|--------|------------------------|--------|-----|-------|
| 1. 開会の日時 および場所 | 日時 | 令和5年12月8日（金）午後2時00分 開会 | | | |
| | 場所 | 比内総合支所 3階 大会議室 | | | |
| 2. 出席委員の氏名（19名） | | | | | |
| 1番 | 高坂 千悦 | 8番 | 安部 幸美 | 15番 | 浅利 瑞穂 |
| 2番 | 渡邊 久雄 | 9番 | 斎藤 重春 | 16番 | 阿部 重信 |
| 3番 | 岩澤 トシ子 | 10番 | 石山 元一 | 17番 | 畠山 繁司 |
| 4番 | 富樫 俊昌 | 11番 | 小畑 美恵子 | 18番 | 藤盛 久登 |
| 5番 | 伊藤 昇 | 12番 | 嶋田 久美子 | 19番 | 小畑 純市 |
| 6番 | 菅原 一成 | 13番 | 藤原 信雄 | | |
| 7番 | 小林 大樹 | 14番 | 渡邊 久留美 | | |
| 3. 欠席委員の氏名（名） | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 4. 委員以外の出席者 職氏名 | | なし | | | |
| 5. 出席した事務局 職員の職氏名 | 局長 | 鳥潟 克次 | | | |
| | 次長 | 宮崎 直人 | | | |
| | 係長 | 工藤 学 | | | |
| 6. 議事録署名委員 | 12番 | 嶋田 久美子 | | 13番 | 藤原 信雄 |
| 7. 書記 | 工藤 学 | | | | |

報 告 ・ 議 案

| | |
|----------|------------------------------------|
| 報告第 22 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について |
| 議案第 58 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について |
| 議案第 59 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について |
| 議案第 60 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について |
| 議案第 61 号 | 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) |
| 議案第 62 号 | 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) |
| 議案第 63 号 | 農用地利用集積等促進計画(案)に対する異見聴取について |

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 12 番 嶋田 久美子 委員、議席番号 13 番 藤原 信雄 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 ・業務報告（11 月総会～12 月総会）について

- ・報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 号の規定による賃貸借の合意解約通知について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

5 番(伊藤 昇 委員)

報告第 22 号のNo.212 ですが、当事者が同じ名前だが。同じ人ですか。

事務局

住所が違うように、同じ人ではありません。同姓同名です。

2 番(渡邊 久雄 委員)

報告第 22 号の「土地の収用のため」とあるが、どのようなものなのか。

事務局

公共事業で土地を買収することです。今回は斎場の敷地予定地です。

14 番(渡邊 久留美 委員)

報告第 22 号の解約事由で「他に貸すため」だけでは分からない。

議長

暫時休憩いたします。

— 休 憩 —

議長

それでは、休憩前に戻り再開いたします。

議長

他に何かありますか。

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 58 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和5年12月8日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、17ページから20ページのNo.51から59の9件で、地目は田が15,941㎡、畑で1,105㎡、面積合計は17,046㎡であります。

譲受の事由は、No.51、52、54、57から59までは「経営拡張」、No.53は「新規就農」、No.55、56は「自作地相互の交換」です。これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第6号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第58号 No.51から59までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

19番(小畑 純市 委員)

No.55と56では面積が違うのでは。

事務局

圃場整備の換地時点での地番の振り間違いを訂正するものです。

議長

他にないようですので、議案第58号 No.51から59について、原案のどおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請書の送付についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 59 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、No.3 の 1 件で、地目は畑で、面積は 661 m²であります。

申請人が漬物加工所と農業用倉庫を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は県立比内支援学校から北西へ約 600m に位置する第 1 種農地と判断され、農地法運用第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (a) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3 の位置図及び配置図は 23、24 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.3 の現地調査の結果を議席番号 10 番の 石山 元一 委員よりご報告願います。

10 番(石山 元一 委員)

10 番の 石山 元一 です。

議案第 59 号について、去る 12 月 1 日に 小畑 美恵子 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は漬物加工施設を運営しておりますが、食品衛生法の改正により

既存の施設が使用できなくなることから、自宅から近い自らの農地に新たな漬物加工施設とそれに関連する農具や資材を置く倉庫を新築しようとするものです。申請地には現在、野菜用のハウスがありました。

申請地は 23 ページの位置図になります。

この場所は、達子森野球場西側に位置し、球場駐車場出入口から市道 扇田・板戸線を西に約 300m 進んだ左側の農地で、現在も農業用施設用地として管理されていました。

24 ページの配置図をご覧ください。転用に当たっては、現在ある野菜用のハウスを撤去して、盛土は行わず、整地し、その上に農業用施設を建設することから、土砂流出は発生しない計画です。

雨水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、石山 元一 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 59 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 59 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、26 ページのNo.22 から 24 までの 3 件で、地目は田で 3,328 m² あります。

No.22 から 24 を一体として分譲宅地を造成しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてですが、申請地は、扇田駅から西に、約 160m に位置する第 1 種住居専用地域の 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア) の b の(c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてですが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.22 から 24 の位置図及び配置図は、27、28 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.22 からNo.24 の現地調査の結果を議席番号 11 番の 小畑 美恵子 委員よりご報告願います。

11 番(小畑 美恵子 委員)

11 番の小畑 美恵子です。

議案第 60 号について、去る 12 月 1 日に石山 元一 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 27 ページの位置図になります。

この場所は、扇田駅から県道 扇田停車場線を北東へ 40m 進んで右折し、市道 学校通り線を約 150m 進んで左折し、市道 押切 1 号線を約 90m 進んだ右側の農地で、休耕地でありました。

28 ページの配置図にありますように、宅地分譲用地として土地造成を行うものであります。

転用にあたっては、80 cm 盛土して、北側と東側の水路との間及び南側の宅地の擁壁が無い箇所へ L 型擁壁を設置、南側の水路との間には安定勾配で張芝工を行い法面保護して、土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は、西側市道へ接続する新設道路に側溝を敷設し市道側溝へ放流させることから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は本田地域水利組合の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、小畑 美恵子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 60 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 60 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

次に、議案第 61 号 農地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否につ

いて意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和5年12月8日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は30ページの、令和5年度農用地利用集積計画（第8号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新-243から新-246までの4件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間、10年が4件で、地目は田で48,002㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第61号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はじめに、議案第61号 新-243から新-245までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第61号 新-243から新-245までについて、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-246 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 19 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(19 番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-246 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 19 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(19 番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、32 ページの令和 5 年度農用地利用集積計画（第 8 号）の所有

権を移転するものが記載されております。

所-2 から所-4 までの 3 件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田で、面積合計は 8,464 m²となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 62 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 62 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

議長

次に、議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 5 年 12 月 8 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 34 ページの、令和 5 年度農用地利用集積等促進計画 (第 4 号)

の新規に権利を移転するものが記載されております、

決定依頼の件数は、権 - 23、24 の 2 件であります。

権利移転の地目は田で 29, 177 m²であります。

権利の移転を受ける者の住所・氏名、権利の移転をする者の住所・氏名、権利を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計当促進画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、議案第 63 号 権-23、権-24 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 63 号 権-23、権-24 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、その他として事務局から何かありますか。

- ・事務局よりなし。
- ・16 番 阿部 重信 委員より 農業者年金加入推進セミナーについて報告

・会長より 全国農業委員会会長代表者集会について報告

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 34 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 12 月 8 日

議 長

議事録署名委員 12 番

議事録署名委員 13 番

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|--------|---------------------|-------|
| 議案第58号 No.51 | | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | |
| 土地の所在 | | 大館市沼館字丑田・・・外・筆 | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市沼館字神田表・・・ | 〇〇 〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市沼館字藤無・・・ | △△ △△ |
| 作 成 者 | | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | 申請地は、これまでも貸借により譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が規模拡大を目的に本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。 なお、11月30日、虻川 廣之 推進委員と畠山 新悦 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|---------------------------|--------------|-------|
| 議案第58号 No.52 | (所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定 | | |
| 土地の所在 | 大館市櫃崎字大道下・・・ 外・筆 | | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市板沢字屋布・・・ | 〇〇 〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市櫃崎字上宅地・・・ | △△ △△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-------------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する (しない) |
| 第2項第6号 (地域調和) | 申請地は、これまでも貸借により譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が規模拡大を目的に本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、12月2日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する (しない) |

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|---------------------------|--------------|-------|
| 議案第58号 No.53 | (所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定 | | |
| 土地の所在 | 大館市葛原字屋布下・・・ | | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市十二所字折橋・・・ | 〇〇 〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市赤館町・・・ | △△ △△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-------------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人は、生家の農作業手伝いを約20年近く行っていた農業経験があり、取得面積に対する労働力及び機械力からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する (しない) |
| 第2項第6号 (地域調和) | 申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が自家野菜を耕作する目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月30日、畠山 繁司 農業委員と秋元 優推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する (しない) |

農地法第3条調査書

| | | |
|--------------|---------------------|--------------------|
| 議案第58号 No.54 | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | |
| 土地の所在 | 大館市猿間字中谷地・・・ | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住所 大館市十二所字水上・・・ |
| | | 氏名 〇〇 〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住所 大館市十二所字上城・・・ |
| | | 氏名 △△ △△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|--|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | 申請地は、これまでは譲受(借)人以外の者が耕作してきたが、今後は、譲受(借)人が規模拡大を目的に本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、11月30日、畠山 繫司 農業委員と秋元 優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|---------------------|----------------------|-------------|
| 議案第58号 No.55 | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | | |
| 土地の所在 | 大館市山瀬字山瀬・・・ | | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住所 大館市山田字茂屋前田・・・ | 氏名 〇〇 〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住所 秋田市御所野元町二丁目・・・ | 氏名 △△ △△ |
| | 作成者 | | |
| | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | 本申請は、「飛び地」という営農条件を解消するため、自作地相互の交換を事由に譲渡(貸)人の山瀬字山瀬632と譲受(借)人の山瀬字山瀬785を交換するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月30日、石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |

農地法第3条調査書

| | | |
|--------------|---------------------------|----------------|
| 議案第58号 No.56 | (所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定 | |
| 土地の所在 | 大館市山瀬字山瀬・・・ | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 |
| | | 氏 名 |
| | | 秋田市御所野元町二丁目・・・ |
| | | 〇〇 〇〇 |
| 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市山田字茂屋前田・・・ |
| | △△ △△ | |
| 作成者 | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-------------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する (しない) |
| 第2項第6号 (地域調和) | 本申請は、「飛び地」という営農条件を解消するため、自作地相互の交換を事由に譲渡(貸)人の山瀬字山瀬785と譲受(借)人の山瀬字山瀬632を交換するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月30日、石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する (しない) |

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|---------------------|-----------------|-------|
| 議案第58号 No.57 | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | | |
| 土地の所在 | 大館市比内町扇田字下大岱・・・ | | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市比内町新館字野開・・・ | 〇〇 〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市比内町扇田字下扇田・・・ | △△ △△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | 申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は譲受(借)人が規模拡大を目的に本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、12月2日、菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |

農地法第3条調査書

| | | |
|--------------|---------------------|------------------|
| 議案第58号 No.58 | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | |
| 土地の所在 | 大館市比内町達子字伊勢下・・・外・筆 | |
| 申請者 | 住 所 | 氏 名 |
| | 譲渡(貸)人 | 秋田市中通六丁目・・・ |
| | 住 所 | 氏 名 |
| | 譲受(借)人 | 大館市比内町新館字駒橋屋布・・・ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|--|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | 申請地は、これまでも貸借により譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が規模拡大を目的に本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考え。 なお、12月2日、菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |

農地法第3条調査書

| | | |
|--------------|---------------------|-----------------------|
| 議案第58号 No.59 | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | |
| 土地の所在 | 大館市比内町笹館字堅田・・・外・筆 | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住所 大館市下代野字下代野・・・ |
| | | 氏名 〇〇 〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住所 大館市比内町笹館字川原岱・・・ |
| | | 氏名 △△ △△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 佐藤 正樹 | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第6号 (地域調和) | 申請地は、これまでも貸借により譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が規模拡大を目的に本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、12月2日、菅原 一成 農業委員と萬田 信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |